

第3章 法人税等確定申告書の作成

1. 法人税等確定申告書

(1) 所得税額の控除及びみなし配当金額の一部の控除に関する明細書を作成しなさい。

所得税額の控除及びみなし配当金額の一部の控除に関する明細書		事業年度	法人名
I 所得税額の控除に関する明細書			
区 分	収入金額	①について課される所得税額	②のうち控除を受ける所得税額
	①	②	③
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	円	円	円
公社債の利子等			
利益の配当及び剰余金の分配 (みなし配当等を除く。)			
証券投資信託の収益の分配			
その他	内	内	内
計			
公社債の利子等、利益の配当及び剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算			
個別法による場合	収入金額	所得税額	控除を受ける所得税額
	7	8	12
銘柄別簡便法による場合	収入金額	所得税額	控除を受ける所得税額
	13	14	19
その他に係る控除を受ける所得税額の明細			
支払者の氏名又は法人名	支払者の住所又は所在地	支払を受けた年月日	収入金額 控除を受ける所得税額
		年 月 日	20 円 21 円
		平 . .	
		平 . .	
		平 . .	
		平 . .	
		平 . .	
計			
II みなし配当金額の一部の控除に関する明細書			
法人名	解散の年月日	みなし配当金額	②の25%相当額
		22 円	23 円
	昭 . .		
	昭 . .		
計			

別表六(一)

事業 年度	・ ・	法人名
----------	--------	-----

① 交際費等の損金算入に関する明細書

御注意

1 「2」欄には、期末の資本又は出資の金額が、(1)一千万円以下の法人にあっては「四〇〇万円」に、(2)一千万円超五千万円以下の法人にあっては「三〇〇万円」にそれぞれ当期の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額を記載し、(3)五千万円超の法人にあっては「0円」を記載します。
2 「支出交際費等の額の明細」は科目にとられず交際費等に該当するものすべてを記載してください。

支出交際費等の額 (7の計)	1	円	損金算入限度額 ((1)と(2)のうち少ない金額) × $\frac{90}{100}$	3	円
定額控除限度額 (0円、300万円又は400万円) × $\frac{1}{12}$	2		損金不算入額 (1) - (3)	4	
支出交際費等の額の明細					
科 目	支 出 額		交際費等の額から 控除される費用の額		差引交際費等の額
	5		6		7
交 際 費		円		円	円
計					

(2) 所得の金額の計算に関する明細書を作成しなさい。

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)		事業年度	法人名	別表四(簡易様式)	
区分	総額	処 分			
		留 保	社 外 流 出		
	①	②	③		
当期利益又は当期欠損の額	1		配 当		円
			賞 与		
			そ の 他		
加	損金の額に算入した法人税及び法人特別税(附帯税を除く。)	2			
	損金の額に算入した道府県民税(利子割を除く。)及び市町村民税	3			
	損金の額に算入した道府県民税利子割	4			
	損金の額に算入した納税充当金	5			
	損金の額に算入した留保税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延滞分を除く。)及び過払税	6		そ の 他	
	減価償却の償却超過額	7			
		8			
		9			
		10			
算	小 計	11			
減	減価償却超過額の当期認容額	12			
	納税充当金から支出した事業費等の金額	13			
	受取配当等の基金不算入額(別表八「11」又は「22」)	14		*	
	法人税等の中間納付額及び過払納に係る還付金額	15			
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	16		*	
		17			
		18			
		19			
		20			
算	小 計	21		外 *	
	仮 計	22		外 *	△
	(1)+(11)-(21)				
	寄附金の損金不算入額(別表十四「20」又は「36」)	23		そ の 他	
	法人税額から控除される所得税額(別表六(一)「6」の③)	25		そ の 他	
	合 計	27		外 *	
	(22)+(23)+(25)				
	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額(別表十二「40」)	28	△	*	△
	総 計	29		外 *	
	(27)+(28)				
	契約者配当の基金不算入額(別表九「13」)	30		*	
	差 引	33		外 *	
	(29)+(30)				
	欠損金又は災害損失金の当期控除額(別表七「2」の計)	34	△	*	△
	所得金額又は欠損金額	36		外 *	

御注意
 1 技術等海外取引の所得の特別控除、外国税額の控除、私財提供等があった場合等の欠損金の繰越控除及び農業協同組合等の留保所得の特別控除等の規定の適用を受ける法人にあっては、別様式による別表四を御使用ください。(用紙は税務署にあります)
 2 「36」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に、「③」欄の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減した額と符合することになりますから留意してください。
 3 「36」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に、「③」欄の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減した額と符合することになりますから留意してください。

- ※ 所得の金額の計算に関する明細書
 - 1 欄①には税引後当期利益を記入する。
 - 1 欄②および③には利益金処分案を参照し、社会流出である配当および役員賞与に処分がある場合には、その金額を③に記入し、①から③を控除した額を②に記入する。
- ※ 租税公課勘定の内訳を参照し、当該額を2欄3欄に記入する。
- ※ 当期の法人税等充当金計上額を4欄に記入する。
- ※ 給料勘定7/31 現在残高を参照し役員賞与の内損金不算入額がある場合には加算欄に記入する。

(4) 事業年度分の確定申告書を作成しなさい。

平成 年 月 日 税務署長殿		所管 業種目	青色申告 整理番号(法源番号)	一連番号
納税地 (ふりがな)	電話() -	事業種目	事業年度 (至)	申告年月日
法人名 (ふりがな)		期末現在の資本の金額又は出資金額	売上金額 百万 十萬 百万	申告区分 庁指定 局指定 指導等 区分
代表者 自署押印		同非区分 同族会社 非同族会社 非同族会社	郵便官署消印 確認印	省略 年 月 日
代表者 住所		経理責任者 自署押印 旧納税地及び 旧法人名等	添付書類 貸借対照表、損益計算書、 損益金処分表、勘定科目内訳明細書	年 月 日

平成 年 月 日

事業年度分の 申告書 (中間申告の場合 平成 年 月 日)

平成 年 月 日

(合の計算期間 平成 年 月 日)

御注意 「30」から「32」までの各欄には、当期末における資本の金額若しくは出資金額が「億円」以下の法人若しくは資本若しくは出資を有しない法人(相互会社を除きます)又は人格のない社団等について記載します。

別表一(一) 普通法人(特定の医療法人を除く)及び人格のない社団等の分……

所得金額又は欠損金額 (別表四「36の①」)	1	十億 百万 千	円	この申告による還付金額	16	十億 百万 千	円
法人税額 (36)又は(37)	2			中間納付額 (14)-(13)	17		
法人税額の特別控除額 (別表六「16」+別表六「22」+別表六「24」)	3			欠損金の繰戻しに よる還付請求税額	18		
差引法人税額 (2)-(3)	4			計 (16)+(17)+(18)	19		
リース特別控除戻取税額 (別表六「30」+別表六「29」+別表六「27」)	5			この申告が修正申告である 場合	20		
課税土地譲渡利益金額 (別表三「2」+別表三「10」+別表三「11」)	6		000	所得金額又は 欠損金額	21		
同上に対する税額 (38)+(39)+(40)+(41)	7			課税土地譲渡 利益金額	22		
課税留保金額 (別表三「31」)	8		000	課税留保金額	23		
同上に対する税額 (別表三「39」)	9			法人税額	24		
法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	10			還付金額	25		00
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額	11			この申告により納付すべき法 人税額は減少する還付請 求税額((15)-(23))若しくは (15)+(24)又は(24)-(19))	26		
控除税額 (10)-(11)と(44)のうち少ない金額	12			欠損金又は災害損失等の当期控除額 (別表七「2」の計及び「24」)	27		
差引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)	13		00	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七「3」の合計)	28		
中間申告分の法人税額	14		00	この申告の 修正申告 の場合	29		
差引確定 税額とし、マイナス の場合は、(17)へ記入	15		00	この申告の 修正申告 の場合	30		
法人税額の 計算	30		000	(30)の28%相当額	34		
中小法人 の場合	31		000	(31)の37.5%相当額	35		
所得金額(1) (30)+(31)	32		000	法人税額 (34)+(35)	36		
所得金額(1)	33		000	法人税額 (33)の37.5%相当額	37		
土地譲渡税額 (別表三「2」「25」)	38		0	土地譲渡税額 (別表三「3」「21」)	40		00
同上	39		0	土地譲渡 税額	41		
所得税額等(別表六「23」の計 +別表六「6」の⑥)又は別表六 「17」+別表六「18」+別表六「24」	42			中間配当の金額	47		
外国税額 (別表六「18」)	43			利益の配当(剰余金の分配)の金額 (中間配当の金額を除く)	48		
計 (42)+(43)	44			利益又は剰余金処分 による賞与の額	49		
控除した金額 (12)	45			還り又は 付す郵便 局			
控除しきれなかった金額 (44)-(45)	46			銀行 支店 預金			
中間配当の 効力発生日	平成 年 月 日	決算確 定の日	平成 年 月 日	口座番号			郵便局
				※ 税務署処理欄			

法 0301-0101

税 理 士
署 名 押 印

(5) 利益積立金額の計算に関する明細書を作成しなさい。

区 分		期首現在 利益積立金額	当 期 中 の 増 減		当期利益金処分 等による増減 (減は赤)	差引翌期首現在 利益積立金額 ①-②+③+④
			減	増		
		①	②	③	④	⑤
		円	円	円	円	円
利益準備金	1					
積立金	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
	18					
	19					
	20					
	21					
	22					
	23					
	24					
	25					
繰越損益金 (損は赤)		26				
納税充当金		27				
未納法人税等	未納法人税、未納法人臨時特別税及び未納法人特別税(附帯税を除く。)	28 △	△	△	△	△
	未納道府県民税(均等割額及び親子割額を含む。)	29 △	△	△	△	△
	未納市町村民税(均等割額を含む。)	30 △	△	△	△	△
差引合計額		31				

別表五(一)

御注意

この表は、通常の場合には次の算式により検算ができます。
 期首現在利益積立金合計「31」① + 別表四留保総計「29」
 = 差引翌期首現在利益積立金合計「31」⑤

中間分、確定分法人税等市民税の合計額

法 0301-0501

※ 利益積立金額の計算に関する明細書

期首現在利益積立金額の記入には、貸借対照表と租税公課7/31 現在残高内訳を参照し、記入する(別表五(二)参照) 未納法人税等の当期中の増減の内③には、当期中の納付高を記入するとともに期首の未納法人税等が予定納税とともに納付している場合には、①と③を加算し、②に記入する。④には、利益処分案を参照し記入する。

納税充当金 27 欄には法人税等充当金当期計上額を③増加欄に記入し、翌期首へ繰越す。
 未納法人税等の 28, 29 ④欄には当期の確定未納法人税等の額を記入し翌期首へ繰越す。

(6) 租税公課の納付状況等に関する明細書を作成しなさい。

租税公課の納付状況等に関する明細書			事業年度	法人名				
税目及び事業年度	期首現在未納税額		当期発生税額	当期中の納付税額			期末現在未納税額 ①+②-③-④-⑤	
	①	②		③	④	⑤		⑥
法人税及び法人臨時特税	1	円		円	円	円	円	
	2							
	3		円					
	4							
	計	5						
道府県民税	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
計	11							
市町村民税	12							
	13							
	14							
	15							
	計	16						
事業税	17							
	18							
	19							
	計	20						
	その他の	21						
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
納 税 充 当 金 の 計 算								
期首納税充当金	31	円		取崩額 その他のもの	損金不算入のもの	38	円	
繰入額	32				損金の額に算入した納税充当金	39		
	33				仮払税金消却	40		
	34				計 (35)+(36)+(37)+(38)+(39)+(40)	41		
取崩額	35			差引計 (31)+(34)-(41)	42			
	36			当期利益処分積立額	43			
その他の	37			期末納税充当金 (42)+(43)	44			

別表五(二)

法 0301-0502

※ 租税公課の納付状況等に関する明細書

記入に必要な内訳は元帳の租税公課勘定を参照し記入する。

2. 法人住民税等確定申告書

法人住民税・事業税の確定申告書を作成しなさい。

キリトリ線(申告書を記載した後、切り取って提出してください。)

封	一連番号	組織 法人名	資本金	整理番号	事務所	法人番号	申告区分
利 分 自 主 事 延 都 延 線	平成 年 月 日			郵 便 官 署 消 印	郵 便 官 署 消 印	利 子 割 額 等 確 認	申 告 入 力
	東京都			都 税 事 務 所 長 支 庁 長 殿	認 認 印	1. 一般	2. 強制
	所在地 <small>(本都が支店等の場合は本店所在地と併記)</small>	この申告の基礎		法人税の平成	の修訂	更正	決定
	(ふりがな)	事業種目		の修正	更正	決定	更正
	法人名	期末現在の金額	資本の金額又は出資金額	の修正	更正	決定	更正
	(ふりがな)	資本積立金額	合計額	の修正	更正	決定	更正
	代表者自署押印	経理責任者自署押印		の修正	更正	決定	更正
	平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分の都民税の中間確定申告書			計 50人超 50人以下			
業 税 都 民 税	摘要	課税標準	税率(100)	税額	(土地課税税額等)		
	総額 ③⑥	兆 十億 百万 千 円			法人税法の規定によって計算した法人税額 ①		
	年350万円以下の金額 ③⑦	0.00	100	兆 十億 百万 千 円	試験研究費の増加の場合の法人税額の特例控除額 ②		
	年350万円を超え年700万円以下の金額 ③⑧	0.00	100	兆 十億 百万 千 円	みなし配当の25%相当額の控除額 ③		
	年700万円を超える金額 ③⑨	0.00	100	兆 十億 百万 千 円	還付法人税額等の控除額 ④		
	計③⑦+③⑧+③⑨ ④①	0.00	100	兆 十億 百万 千 円	退職年金等積立金に係る法人税額 ⑤		
	軽減税率不適用法人の金額 ④②	0.00	100	兆 十億 百万 千 円	課税標準となる法人税額 ①:② ③ ④+⑤ ⑥		
	収入総額 ④③			兆 十億 百万 千 円	分割法人における課税標準となる法人税額 ⑦		
	収入金額 ④④	0.00	100	兆 十億 百万 千 円	法人税割額(⑥又は⑦×100) ⑧		
	※ 処理事項 (記載しないください) 分限割数	合計事業税額 ④①+④②又は④①+④③ ④④		兆 十億 百万 千 円	外国の法人税等の額の控除額 ⑨		
	総数	仮装経理に基づく事業税額の控除額 ④⑤		兆 十億 百万 千 円	仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑩		
	本部	既に納付の確定した当期分の事業税額 ④⑥		兆 十億 百万 千 円	利子割額の控除額(控除した金額) ⑪		
	2本部	租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ④⑦		兆 十億 百万 千 円	差引法人税割額 ⑧-⑨-⑩-⑪ ⑫		
	都	この申告により納付すべき事業税額 ④⑧-④⑨-④⑩-④⑪		兆 十億 百万 千 円	既に納付の確定した当期分の法人税割額 ⑬		
	特別区	④⑧のうち見込納付額 ④⑨		兆 十億 百万 千 円	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑭		
	市町村	差引 ④⑩		兆 十億 百万 千 円	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額(⑬-⑭) ⑮		
	決算確定の日	所得金額	減算	計算	この申告により納付すべき法人税割額(⑫-⑬+⑭) ⑯		
	平成 年 月 日	損金の額に算入した所得税額 ⑮②		兆 十億 百万 千 円	算定期間において事務等を執っていた月数 ⑰		
	この申告が中間申告の場合の計算期間	損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額 ⑮③		兆 十億 百万 千 円	平均 円×12 ⑱		
	自平成 年 月 日	損金の額に算入した技術等海外取引に係る所得の特例控除額 ⑮④		兆 十億 百万 千 円	既に納付の確定した当期分の均等割額 ⑲		
	至平成 年 月 日	益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額 ⑮⑤		兆 十億 百万 千 円	この申告により納付すべき均等割額(⑲-⑳) ㉑		
	法人税の申告書の種類 青色・その他	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額 ⑮⑥		兆 十億 百万 千 円	この申告により納付すべき都民税額(㉑+㉒) ㉓		
	申告期限の延長の処分(承認)の有無	前5年以内の繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は私財提供等があった場合の欠損金額の当期控除額 ⑮⑦		兆 十億 百万 千 円	㉓のうち見込納付額 ㉔		
	法人税 有・無	所得金額差引計 ⑮⑧+⑮⑨+⑮⑩-⑮⑪-⑮⑫-⑮⑬		兆 十億 百万 千 円	差引 ㉓-㉔ ㉕		
	事業税 有・無	利子割額 ⑮⑭	法人税の所得金額 ⑮⑮	兆 十億 百万 千 円	特別区分の課税標準額 ㉖		
	翌期の中間申告の要否	控除した金額(⑮⑭-⑮⑯+⑮⑰)のうち少ない額 ⑮⑱	法人税の当期分のみなし欠損金額 ⑮⑲	兆 十億 百万 千 円	同じに対する税額 ㉖×100 ㉗		
	控除しきれなかった金額 ⑮⑲	控除しきれなかった金額 ⑮⑲	法第15条の4の徴収額下を受けよとする税額 ㉘	兆 十億 百万 千 円	市町村分の課税標準額 ㉘		
	既還付を請求した利子割額 ⑮⑳	既還付を請求した利子割額 ⑮⑳	請求 中間納付額 ㉙	兆 十億 百万 千 円	同じに対する税額 ㉘×100 ㉚		
	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額(⑮⑳-㉙) ㉚	請求 利子割額 ㉙	請求 利子割額 ㉙	兆 十億 百万 千 円	銀行 支店		
				兆 十億 百万 千 円	口座番号(普通・当座)		

第六号様式(提出用)

(都民税)

(東京都の場合)

均等割額の計算に関する明細書

事業年度		昭和-平成 昭和-平成		年 月 日から 年 月 日まで		法人名				
事務所、事業所又は寮等(事務所等)の従業者数の明細				市町村の存する区域 内における従たる事 務所等		名 (外 國所)	所 在 地			
東京都内における主たる 事務所等の所在地		事務所等を有 していた月数	従業者数の 合計数			市 町 村				
区 丁目 番 号		月	人	当該事業年度(算定期間)中の従たる事務所等の設置・廃止及び主たる事務所等の異動						
特別区内における従たる事務所等		異 動 区 分	異 動 の 年 月 日	名 称	所 在 地					
所 在 地		名 称 (外 國所)	月数	従業者数の 合計数	設 置 昭和 平成 年 月 日					
1	千代田区				廃 止					
2	中央区				旧の主 たる事 務所等 (月)					
3	港区				均 等 割 額 の 計 算					
4	新宿区				区 分	税 率 (年 額) (%)	月 数 (月)	区 数 (区)	税 額 計 算 (7)×(4)÷12×(7)	
5	文京区				特別区 のみに 事務所 等を有 する 場合	主たる 事務所 等所在 の 特別区	事務所等 の 従業者数 50人超 ①			円
6	台東区						従たる 事務所 等所在 の 特別区	事務所等 の 従業者数 50人以下②		
7	墨田区				特別区 と市町 村に事 務所等 を有す る場合	道 府 県 分 ⑤				
8	江東区						特別区 (市町 村分)	事務所等 の 従業者数 50人超 ⑥		
9	品川区				事務所等 の 従業者数 50人以下 ⑦					
10	目黒区					納付すべき均等割額 ①+②+③+④又は⑤+⑥+⑦ ⑧				
11	大田区				備 考					
12	世田谷区					合 計 (主たる事務所等の従業者数の合計数を含む。)				
13	渋谷区									
14	中野区									円
15	杉並区									円
16	豊島区									円
17	北区									円
18	荒川区									円
19	板橋区									円
20	練馬区									円
21	足立区									円
22	葛飾区									円
23	江戸川区									円

この明細書は、特別区に事務所、事業所又は寮等を有する法人が、中間・確定申告書(第6号様式)、予定申告書(第7号様式)、清算事業年度予納申告書(第8号様式)及び清算確定申告書(第9号様式)を提出する場合に添付します。

	整理番号	事務所	区分	法人番号	申告区分
	* 処理事項				
法人名	事業年度			平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	

* 利子割額の控除・還付に関する明細書

区 分	収入金額 ①	①について課された 利 子 割 額 ②	②のうち控除・還付 を受ける利子割額 ③
預貯金の利子及び 合同運用信託の収益の分配	1 円	円	円
公 社 債 の 利 子	2		
証券投資信託の収益の分配	3		
そ の 他	4		
計	5		

公社債の利子又は証券投資信託の収益の分配
に係る控除・還付を受ける利子割額の計算

個別法による場合	銘 柄	収入金額 ④	④について課された利子割額 ⑤	公社債利子等の 計算基礎期間 ⑥	⑥のうち元本 所 有 期 間 ⑦	所有期間割合 ⑦ (小数点以下 3位未満切 上げ) ⑧	控除・還付を 受ける利子割額 ⑤×⑧ ⑨
		円	円	月	月		円

銘柄別簡便法による場合	銘 柄	収入金額 ⑩	⑩について課された利子割額 ⑪	公社債利子等の計算期末の所有元本数等 ⑫	公社債利子等の計算期首の所有元本数等 ⑬	⑫-⑬ 2又は12 (負の場合は 零とする。) ⑭	所有元⑬+⑭ 本割合 ⑮ (小数点以下3 位未満切上げ 1をこえる場 合は1とする。) ⑯	控除・還付を 受ける利子割額 ⑪×⑯ ⑰
		円	円					円
都別府県		/						
		/						
		/						
		/						
都別府県		/						
		/						
		/						
		/						
都別府県		/						
		/						
		/						
		/						

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	法人番号	申告区分

法人名	事業年度	平成	年	月	日から
		平成	年	月	日まで

利子割額の都道府県別明細書

※	
---	--

都道府県名	事務所 の有無	都道府県 コード	控除・還付を受ける利子割額				都道府県名	事務所 の有無	都道府県 コード	控除・還付を受ける利子割額			
			十億	百万	千	円				十億	百万	千	円
北海道		01					滋賀	25					
青森		02					京都	26					
岩手		03					大阪	27					
宮城		04					兵庫	28					
秋田		05					奈良	29					
山形		06					和歌山	30					
福島		07					鳥取	31					
茨城		08					島根	32					
栃木		09					岡山	33					
群馬		10					広島	34					
埼玉		11					山口	35					
千葉		12					徳島	36					
東京		13					香川	37					
神奈川		14					愛媛	38					
新潟		15					高知	39					
富山		16					福岡	40					
石川		17					佐賀	41					
福井		18					長崎	42					
山梨		19					熊本	43					
長野		20					大分	44					
岐阜		21					宮崎	45					
静岡		22					鹿児島	46					
愛知		23					沖縄	47					
三重		24					合計	④					

第9号の2様式記載要領

- 1 この明細書は、法人が支払を受ける利子等について課された利子割額がある場合において、その利子割額を地方税法第53条第11項の規定により法人税割額から控除しようとするとき、又は同条項第16項の規定により還付を受けようとするときに記載し、第6号様式、第8号様式又は第9号様式の申告書に添付すること。
- 2 この明細書は、事務所又は事業所所在地の都道府県知事（2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事）に1通を提出すること。
- 3 「事務所の有無」の欄は、事務所又は事業所所在地の都道府県に○印を付すること。
- 4 「控除・還付を受ける利子割額」の欄は、利子割額(控除されるべき額)を法第71条の10に規定する特別徴収義務者が申告納入した都道府県ごとに区分し、記載すること。

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	平成 年 月 日	殿	※ 処理事項 整理番号 事務所区分 法人番号 申告区分	発信年月日 郵便官署消印 確認印	申告年月日
所在地 <small>(本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記)</small>	(局番)	この申告の基礎 1. 法人税の平成 年 月 日の修正申告書の提出による。 2. 平成 年 月 日法人税の更正、決定、再更正による。		事業種目	資本の金額又は出資金額 兆 十億 百万 千 円 資本積立金額 合計額
(ふりがな) 法人名	(ふりがな) 代表者氏名印	経理責任者氏名	期末現在の金額		

平成 年 月 日から 平成 年 月 日までの事業年度分の市町村民税の 申告書 ※

摘 要	課税標準 (十億 百万 千 円)	税率 (100%)	法人税割額 (十億 百万 千 円)
(土地譲渡税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額 ①			
試験研究費の増加の場合の法人税額の特別控除額 ②			
みなしの配当の25%相当額の控除額 ③			
還付法人税額等の控除額 ④			
退職年金等積立金に係る法人税額 ⑤			
課税標準となる法人税額及びその法人税割額 ①+②-③-④+⑤ ⑥	0.0.0		
分割法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額 (⑥×⑫) ⑦	0.0.0		
外国の法人税等の額の控除額 ⑧			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑨			
差引法人税割額 ⑥-⑧-⑨ 又は ⑦-⑧-⑨ ⑩			0.0
既に納付の確定した当期分の法人税割額 ⑪			0
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑫			
この申告により納付すべき法人税割額 ⑩-⑪-⑫ ⑬			0.0
均等割額			
算定期間中において事務所等を有していた月数 ⑭	月	円× ^⑭ / ₁₂	⑮
既に納付の確定した当期分の均等割額 ⑯			0
この申告により納付すべき均等割額 ⑮-⑯ ⑰			0.0
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑬+⑰ ⑱			0.0

氏名印	⑱のうち見込納付額 ⑲	⑲
関与税理士印	差 引 ⑱-⑲ ⑳	㉑

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		分割基準		当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業員数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業員数	左のうち当該市町村分の従業員数	
			人	人
合 計		⑳	㉑	㉒

局番	区 名	* 月数	従業員数	均等割額	決算確定の日 法人税の申告書の種類	平成 年 月 日 青色・その他	翌期の中間申告の要否	要・否	
	指定都市に申告する 場合の⑮の計算			0.0				有・無	
				0.0		中間申告の場合はその計算期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		法人税の申告期限の延長の有無
				0.0		還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店		
				0.0		口座番号(普通・当座)			
				0.0		還付請求税額			十億 百万 千 円
		0.0		法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額					